

伊 賀 市 障 害 福 祉 計 画

伊 賀 市

平成19年3月

— 目次 —

第1章 障害福祉計画の概要

1	障がいのある人を取り巻く現状	1
2	計画の目的	2
3	計画の基本理念	2
4	計画の基本目標	2
5	計画の期間	3
6	計画の策定体制等	3

第2章 地域生活や一般就労への移行

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	4
2	入院中の精神障害者の地域生活への移行	4
3	福祉施設から一般就労への移行	5

第3章 障害福祉サービスと地域生活支援事業

1	障害福祉サービスの見込量	6
2	地域生活支援事業の見込量	8

第4章 障害者施策の新たな展開に向けて

1	基本目標に基づく具体的な取り組み	11
2	施策の推進体制	12
3	計画の達成状況の評価	13

1 障がいのある人を取り巻く現状

(1) 障害者自立支援法の施行

障がいのある人や子どもを取り巻く状況は、障がいの重度化や重複化の傾向にあり、また介護者を含めて高齢化も進んでいます。一方、高次脳機能障害や発達障害など、従来の障がいという概念で捉えられていた以上に障がいの内容や範囲が拡大するとともに、近年では、職業生活や日常生活上のさまざまなストレスなどにより精神に障がいのある人が増加傾向にあります。

伊賀市では、旧上野市において平成10年3月に策定した「上野市障害者福祉計画」や旧5町村において平成14年3月に策定した「伊賀地区町村障害者保健福祉計画」の基本理念に基づき、障がいのある人が安心して生きがいのある生活を送り、地域社会において平等に参加、活動できるよう、障害者福祉施策を推進しています。

障害者福祉制度は、平成15年度以降、それまでの行政による措置から利用者自らがサービスを選択し契約する支援費制度に移行し、利用者数が飛躍的に増加するなど、サービス量の拡大が図られてきました。しかしながら、次のような問題点も指摘されていました。

- ① 提供するサービスの種類や相談支援体制の整備状況に地方自治体間で大きな格差があること
- ② 精神に障がいのある人に対するサービスが支援費制度の対象外となっており、立ち後れていること
- ③ 支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用に対する財源を確保することが困難であること

こうした状況に対応するため、平成17年10月に障害者自立支援法が制定され、平成18年4月から一部施行、10月から本格施行されました。

(2) 障害者自立支援法のねらい

障害者自立支援法には、次の5つのねらいがあります。

- ① 障害種別にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、3障害（身体、知的、精神）のサービス利用のしくみを一元化する。
- ② 市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障がいのある人々が身近なところで一元的にサービスが利用できるようにする。
- ③ サービスを利用する人もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行うことをルール化して財源を確保する。

- ④ 障がいのある人々がもっと働ける社会に向け、就労支援を強化する。
- ⑤ 支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、サービスの支給決定のしくみを透明化、明確化する。

2 計画の目的

障害者自立支援法が平成18年4月に施行され、障害種別（身体、知的、精神）にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるようにサービス提供のしくみが一元化され、施設や事業が再構築されました。また、併せて、障がいのある人に身近な市町村が責任を持ってサービスを提供することにより、地域の特性にあったサービス提供の推進を図ることとなりました。

伊賀市障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、「伊賀市総合計画」や「伊賀市地域福祉計画」などの計画を踏まえ、市が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量や確保のための方策を定める計画です。

3 計画の基本理念

「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的とした障害者自立支援法の趣旨や、伊賀市地域福祉計画の「高参加・高福祉」の理念などを踏まえ、「障がいのある人が暮らしやすく活動しやすいまちづくり」、「障がいのある子どもを安心して育てるまちづくり」を本計画の基本理念とします。

4 計画の基本目標

障がいのある人が、地域で安心した生活ができるように、それぞれのライフステージに応じた支援が受けられることが必要です。

このため、次の基本目標に沿って本計画を推進します。

●社会資源の開発や相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が抱える様々なニーズに応じた適切なサービスの利用調整や、専門的な相談を行う支援体制の充実を図ります。

●就労支援体制の充実

障がいのある人が地域で生きがいを持って生活し、社会経済活動に参加していくために、働く場の確保に努め、自立に向けた経済的基盤の確立を図るための支援を行います。

●療育・教育体制の充実

障がいの早期発見、早期療育による障がいの軽減化や、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすため、保健・医療・福祉・教育等の分野で専門的な支援を一貫して受けられるシステムづくりを進めます。

●社会参加の促進

地域で共に生活するために、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人への正しい理解と認識を深め、障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう積極的に支援を行います。

5 計画の期間

この計画では、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度とするとともに、そこに至る中間段階の位置づけとして、平成18年度から平成20年度までの3年間を第1期計画期間とします。

また、平成20年度には、第1期の実績を踏まえて計画の見直しを行い、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とする第2期計画を策定します。

6 計画の策定体制等

計画の策定にあたっては、障がいのある人やその家族、障害者団体、事業所などの意見を踏まえ計画を策定しました。

(1) 策定委員会の設置

障害者団体、学識経験者、福祉・保健・医療・学校教育関係者、就労関係機関などで構成する「伊賀市障害者福祉計画策定委員会」を設置し、計画を策定しました。

(2) ワーキンググループの設置

計画策定委員会委員を中心に、障がいのある人や事業所職員の方に参加いただき、「伊賀市障害者福祉計画策定検討ワーキンググループ」を設置し、グループごとに課題や問題点、その方策などについて検討しました。

ワーキンググループとして、身体、知的、精神、児童の4つのグループを設けました。

(3) 策定検討委員会の設置

庁内等の連携を図る組織として、健康・福祉分野のほか教育や就労部門などに関わる職員で構成する「伊賀市障害者福祉計画策定検討委員会」を設置し、調査・検討を行いました。

(4) 障がいのある人や家族のニーズ把握

この計画を策定するにあたり、身体、知的、精神に障がいのある人や子ども、その家族や介護者に対し、障害者福祉施策に対する意識、サービスの利用状況・意向等を把握するため、障害種別ごとのアンケート調査を実施しました。

第2章

地域生活や一般就労への移行

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

[国の基本指針]

国の基本指針では、平成23年度末までに、平成17年10月時点の施設入所者数の10%以上が地域生活へ移行することを目指すとともに、これにあわせて平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定するとしています。

[市の目標値]

本市の平成17年10月1日時点の施設入所者数は、97人です。国や県の目標値を踏まえ、平成23年度までにグループホームなどを利用して地域生活に移行する人の目標値を10人と設定します。

地域生活への移行については、障がいのある人や家族の状況などを把握し、本人に必要なサービスを十分考慮したうえで進めていきます。

項目	数値	備考
現在の施設入所者数 (A)	97人	平成17年10月1日現在の施設入所者数
目標年度の施設入所者数 (B)	87人	平成23年度末時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数 (A) - (B)	10人 ----- 10.3%	

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

[国の基本指針]

国の基本指針では、全国の精神科病院の入院患者のうち、退院可能精神障害者（受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者）が平成24年度までに約7万人が退院することを目指すとしています。

[市の目標値]

三重県では、県内の退院可能精神障害者数を約1,300人としており、本市の人口で按分すると70人の退院可能精神障害者がいることとなります。

地域生活移行における支援体制を考慮し、平成23年度末までに精神科病院を退院し地域生活へ移行する退院可能精神障害者数を10人と設定します。

項 目	数 値	備 考
現在の退院可能精神障害者数（A）	70人	国の見込み数を人口で按分し、条件が整えば退院が可能な人の数
【目標値】 退院可能精神障害者の減少数（B）	10人	平成23年度末までに精神科病院を退院し地域生活へ移行する人の数

3 福祉施設から一般就労への移行

[国の基本指針]

国の基本指針では、平成23年度において福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて同年度中に一般就労する人を、現在の4倍以上に増やすことを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定するとしています。

[市の目標値]

本市では、平成17年度に福祉施設から一般就労した人はいませんが、平成18年度に2人が一般就労したことや就労移行支援事業を進める事業所の状況等を考慮し、平成23年度末までに25人が福祉施設から一般就労すると設定します。

企業においては、雇用の増加を進めていますが、知的や精神に障がいのある人に対する雇用が進んでいないのが現状です。今後、企業に対し、障がいのある人の多くが、交通手段を持っていないことや長時間継続して就労できないなど、障がいのある人の状況や障がいの特性について理解を求め、雇用の増加を進めるよう啓発活動を行います。

項 目	数 値	備 考
現在の年間一般就労移行者数（A）	0人	平成17年度に福祉施設から一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数（B）	25人	平成23年度に福祉施設から一般就労する人の数

第3章

障害福祉サービスと地域生活支援事業

1 障害福祉サービスの見込量

(1) 障害福祉サービス見込量の算出方法

国の基本指針に基づき、障害福祉サービスの需要側と供給側の数値を踏まえて見込量を設定します。

需要側については、現在のサービス利用者数を基礎として、支援費制度以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者数を含めた新たなサービス利用者数を加え、障がいのある人のニーズなどを踏まえて見込んだ利用量を勘案して推計します。

供給側については、事業者の移行状況などから提供可能量を推計します。

(2) 障害福祉サービスの見込量

① 訪問系サービス及び短期入所

支援費制度開始以降、特に訪問系サービスの利用者が増加しました。障がいのある人などが地域で生活していくために今後とも重要なサービスです。

●サービス概要

居宅介護：自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護：重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

行動援護：自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

重度障害者等包括支援：介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

短期入所：自宅介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

●サービス見込量

(1月あたりの利用時間総数)

事業	18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護	2,150	2,258	2,371	2,746
重度訪問介護	116	194	272	389
行動援護	695	730	765	905
重度障害者等包括支援	0	120	190	325

(1月あたりの利用者(泊数)総数)

短期入所	255	260	265	286
------	-----	-----	-----	-----

② 日中活動系サービス

支援費制度開始以降、施設（入所・通所）で提供してきたデイサービス等は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業及び児童デイサービス、療養介護に再編されることになりました。障がいのある人が地域で自立するために必要なサービスです。

●サービス概要

生活介護 : 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）: 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援: 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型・B型）: 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

児童デイサービス: 障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

療養介護 : 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

●サービス見込量

（1月あたりの利用日数総数）

事業	18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	874	1,094	1,230	2,858
自立訓練（機能訓練）	22	22	22	44
自立訓練（生活訓練）	242	284	328	394
就労移行支援	330	396	462	528
就労継続支援（A型）	0	66	110	440
就労継続支援（B型）	66	330	880	1,100
児童デイサービス	233	240	248	270
旧法施設支援	4,290	4,209	2,902	0

（利用実人員）

療養介護	3	3	4	6
------	---	---	---	---

③ 居住系サービス

支援費制度開始以降、グループホームの利用は増加しています。今後、施設入所者の地域移行を進めるためにもグループホームやケアホームは重要なサービスです。

また平成18年10月から施設の新事業体系への移行が始まり、日中のサービス部分と夜間サービス部分に分けサービスを提供しています。

●サービス概要

共同生活援助（グループホーム）：夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）：夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

施設入所支援：施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

●サービス見込量 （利用実人員）

事業	18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助（グループホーム）	39	45	52	80
共同生活介護（ケアホーム）				
施設入所支援	6	8	30	87

2 地域生活支援事業の見込量

（1） 地域生活支援事業の見込量の算出方法

現在のサービス利用者数を基礎として、支援費制度以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者数を含めた新たなサービス利用者数を加え、障がいのある人のニーズなどを踏まえて見込んだ利用量を勘案して推計します。

（2） 地域生活支援事業の見込量

① 相談支援事業

障がいのある人などが自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者または障がいのある人の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うことや権利擁護のために必要な支援を行います。

相談支援事業は、平成18年4月に設置した伊賀市障害者相談支援センターを中心に相談支援事業所などにおいて実施します。

また、相談支援事業を効果的に実施するために、保健・医療関係者、雇用関係機関、

障害者団体、学識経験者などからなる地域自立支援協議会を設け、ネットワークの構築を図ります。

●サービス見込量 (対象者数)

事業	18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援（計画作成）	40	44	55	75

※障害者自立支援法におけるサービス利用計画作成費支給対象者数

(相談件数)

事業	18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援（相談件数）	1,440	1,512	1,587	1,825

② コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに、手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、音声ガイドによる案内を行うなどのコミュニケーション支援を行います。

●サービス見込量 (1月あたりの利用者数)

事業	18年度	19年度	20年度	23年度
コミュニケーション支援事業	8	12	14	18

③ 日常生活用具給付事業

障がいのある人や子どもの日常生活の利便向上を図るため、身体介護を支援する用具・訓練などに用いる用具、入浴補助用具などの自立生活を支援する用具、ストマ用装具などの排せつ管理を支援する用具、居宅生活活動などを円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものの購入及び改修工事費などを給付します。

●サービス見込量 (給付件数)

事業	18年度	19年度	20年度	23年度
日常生活用具給付事業	244	514	541	631

※平成18年10月以降、ストマ用装具などの排せつ管理支援用具が給付の対象となりました。

④ 移動支援事業

屋外での移動に困難を伴う心身に障がいのある人や子どもに対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出のために必要な支援を行う事業を実施します。

●サービス見込量 (1月あたりの利用者数・利用時間数)

事業	18年度	19年度	20年度	23年度
移動支援事業 (人)	58	61	64	74
移動支援事業 (時間)	420	441	463	536

⑤ 地域活動支援センター事業

・日中の創作活動や生産活動の機会の提供を通じ、障がいのある人の地域での生活を支援します。

・障がいのある人などの家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人などに活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行う日中一時支援事業を実施します。

●サービス見込量 (延利用者数)

事業	18年度	19年度	20年度	23年度
地域活動支援センター事業	1,030	1,120	1,151	1,250
うち 日中一時支援事業	300	330	346	397

⑥ 重度障害者等訪問入浴サービス事業

重度の身体に障がいのある人の生活を支援するために、看護師・准看護師または介護職員が訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

●サービス見込量 (利用実人員)

事業	18年度	19年度	20年度	23年度
重度障害者等訪問入浴サービス事業	5	5	6	7

第4章

障害者施策の新たな展開に向けて

1 基本目標に基づく具体的な取り組み

●社会資源の開発や相談支援体制の充実

- ・障がいのある人などが地域で生活していくために必要なサービスが十分に提供されるよう、実施事業所の確保に努めます。
- ・事業者の円滑な移行を促進するために情報提供等の支援を行います。
- ・身近な場所で情報提供や相談支援が受けられるよう、支所単位に福祉に関する総合相談支援センターを設置します。
- ・必要な援助を効果的に行うため相談支援専門員を確保します。
- ・「ピアカウンセリング」などの当事者活動を積極的に進めます。

●就労支援体制の充実

- ・就労移行支援事業及び就労継続支援事業を実施する事業所を確保し、就労への促進を図ります。
- ・三重障害者職業センターやハローワークと連携し、民間企業への啓発・情報提供などに努めます。
- ・新たな働く場を増やすための専門員の確保に努めます。
- ・市役所においても働ける場の確保に努めます。

●療育・教育体制の充実

- ・障がいの早期発見のため、乳幼児健診を実施している保健分野との連携を強化します。
- ・早期に療育を受けられる環境の整備に努めます。
- ・教育委員会等との連携を強化し、障がいの特性に応じた教育の場や機会の提供に努めます。

●社会参加の促進

- ・障がいのある人の社会参加の促進や地域の人々との交流の場づくりを推進します。
- ・ボランティアの育成や活動の場・機会の提供、各種情報の提供等、市民活動を支援する取り組みを積極的に進めます。
- ・個人の住宅や公共施設等におけるバリアフリー化や市民意識のバリアフリー化を進めます。

●地域での生活基盤の充実

- ・グループホーム等の普及促進に向けた支援（情報収集・提供、地域社会における理解など）を行います。
- ・利用者のニーズに合ったグループホーム等が整備されるよう努めます。
- ・グループホーム等の他に、一般アパートなども活用し、積極的に地域移行を進めます。

2 施策の推進体制

(1) 国・県・関係機関との連携

障がいのある人が自立した生活を送るため、国や県では様々な施策を行っています。国・県との連携を十分に図りながら、情報収集を行い、きめ細かい施策の実現に努めます。

また、権利擁護を行う福祉後見サポートセンターや県の指定を受けた相談支援事業所などとの連絡会を設置し、連携を図ります。

(2) 地域自立支援協議会の設置

地域自立支援協議会は、障害者自立支援法で位置づけられたもので、保健・医療関係者、雇用関係機関、障害者団体、学識経験者などが参加するものです。具体的な事業や施策の実施にあたっては、地域自立支援協議会で協議しながら、効果的な実施を図ります。

(3) 事業所との連携

障害福祉サービスを充実するには、事業所との連携は不可欠です。サービスの質の向上や不足しているサービスの確保に向け、市内外の事業所と連携し、障害福祉サービスの充実を図ります。

(4) 就業支援体制の確立

障がいのある人の一般就労に向けた取り組みの中で、企業の理解は不可欠です。そのため、三重障害者職業センターやハローワークなどと連携し、企業に対する啓発・情報提供を積極的に行うとともに、障がいのある人を雇用している企業も含めた関係機関のネットワークを構築し、企業の理解を促します。

(5) 団体・NPO等との連携

多種多様なニーズに応じ、必要なサービスを効果的に提供していくために、各種団体やNPO等との連携を強化します。地域における情報の周知や理解促進においても、団体やNPO等と連携し、きめ細かな事業の実現を図ります。

(6) 庁内体制の整備

障害者計画及び障害福祉計画を確実かつ効果的に推進するため、計画の進行管理を行う組織を設置します。

また、相談体制については、伊賀市障害者相談支援センターを中心に、関係部署との情報共有化や連携を強化します。

障がいのある人のライフステージに応じて、的確な相談支援を行うため、情報共有化・

連携体制の整備、障がいのある人について一貫して支援を行っていくコーディネーター的な人材の配置などを検討し、実施していきます。

3 計画の達成状況の評価

地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な観点から、年度ごとのサービス提供量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況について評価し、その結果に基づいて所要の対策を講じることとします。

なお、地域自立支援協議会による評価結果については、原則市民に公表することとします。